

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領

制 定	平成 18 年 11 月 9 日付け 18 総食第 778 号	一部改正	平成 26 年 11 月 28 日付け 26 政統第 2183 号
一部改正	平成 19 年 3 月 30 日付け 18 総食第 1925 号	一部改正	平成 27 年 4 月 16 日付け 27 生産第 150 号
全部改正	平成 20 年 1 月 31 日付け 19 総食第 949 号	一部改正	平成 27 年 9 月 30 日付け 27 生産第 1842 号
一部改正	平成 20 年 6 月 6 日付け 20 総食第 176 号	一部改正	平成 28 年 4 月 1 日付け 27 政統第 933 号
一部改正	平成 21 年 3 月 12 日付け 20 総食第 1016 号	一部改正	平成 28 年 6 月 23 日付け 28 政統第 489 号
一部改正	平成 21 年 8 月 14 日付け 21 総食第 498 号	一部改正	平成 29 年 3 月 29 日付け 28 政統第 1943 号
一部改正	平成 22 年 1 月 12 日付け 21 総食第 881 号	一部改正	平成 29 年 11 月 30 日付け 29 政統第 1254 号
一部改正	平成 22 年 4 月 1 日付け 21 総食第 1161 号	一部改正	平成 30 年 4 月 1 日付け 29 政統第 1883 号
一部改正	平成 22 年 12 月 27 日付け 22 総食第 935 号	一部改正	令和元年 5 月 15 日付け 31 政統第 218 号
一部改正	平成 23 年 4 月 20 日付け 23 総食第 58 号	一部改正	令和 2 年 4 月 1 日付け元政統第 2112 号
一部改正	平成 23 年 9 月 1 日付け 23 生産第 4287 号	一部改正	令和 2 年 12 月 15 日付け 2 政統第 1597 号
一部改正	平成 24 年 4 月 6 日付け 23 生産第 6228 号	一部改正	令和 2 年 12 月 28 日付け 2 政統第 1692 号
一部改正	平成 25 年 4 月 9 日付け 24 生産第 3369 号	一部改正	令和 3 年 3 月 31 日付け 2 政統第 2573 号
一部改正	平成 25 年 5 月 21 日付け 25 生産第 543 号	一部改正	令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3725 号
一部改正	平成 25 年 10 月 11 日付け 25 総食第 2154 号	一部改正	令和 5 年 3 月 31 日付け 4 農産第 5189 号
一部改正	平成 25 年 10 月 23 日付け 25 生産第 2202 号	一部改正	令和 6 年 4 月 11 日付け 5 農産第 4910 号
全部改正	平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号	一部改正	令和 7 年 3 月 19 日付け 6 農産第 4764 号

農林水産省生産局長から

地方農政局長
 北海道農政事務所長
 国土交通省北海道開発局長
 内閣府沖縄総合事務局長
 都道府県知事
 関係団体の長

あて

需要に応じた米生産の推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。)、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令(平成 7 年政令第 98 号)、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則(平成 7 年農林水産省令第 17 号)、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令(平成 21 年農林水産省令第 63 号。以下「遵守事項省令」という。)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成 21 年法律第 25 号)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行令(平成 21 年政令第 173 号)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則(平成 21 年農林水産省令第 41 号)、経

営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号農林水産事務次官依命通知。以下「推進事業実施要綱」という。）、「生産調整方針認定要領」（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総食第 852 号農林水産省総合食料局長通知）及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 25 号）第 3 条第 1 項に基づく米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針のほか、本要領に定めるところによる。

第1 基本的考え方

- 1 農業者や集荷業者・団体は、国が策定する主食用米の全国の需給見通しや国が提供するきめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報等を踏まえ、自主的な経営判断により、水田活用の直接支払交付金の活用による飼料用米、麦、大豆等の戦略作物（以下単に「戦略作物」という。）等の生産拡大や、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進等を図ることを通じて、需要に応じた生産・販売に取り組む。
- 2 農業者や集荷業者・団体の自主的な経営判断に基づく需要に応じた生産・販売に資するよう、都道府県農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「推進事業実施要綱」という。）第2の1の（2）に定める都道府県農業再生協議会をいう。以下同じ。）及び地域農業再生協議会（推進事業実施要綱第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会をいう。以下同じ。）は、互いに連絡を密にし、国からの情報や自らの産地の販売戦略等を踏まえ、当年産の主食用米や戦略作物等の作付方針である水田収益力強化ビジョンを検討し、区域内の農業者や集荷業者・団体へ周知を図る。
- 3 都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会の運営に当たっては、その会長・事務局いかににかかわらず、構成員となっている農業者団体及び行政がそれぞれ及び相互に連携して中心的な役割を果たすものとする。
- 4 地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）は、都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会に対し、必要に応じて助言を行うものとする。このため、都道府県庁所在地等に駐在する地方参事官（以下「地方参事官」という。）にあっては、都道府県内の地域農業再生協議会等の情報を収集・整理の上、地方農政局等と都道府県農業再生協議会との情報の共有化に向けた取組を推進する。

なお、都府県内の地域農業再生協議会等の情報について、地方参事官から農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）へ報告する場合は、当該情報について、地方参事官から地方農政局長等に情報提供を行うものとする。

第2 主食用米の全国の需給見通し

国は、主食用米の需給及び価格の安定を図るため、主食用米の全国の需給見通しを策定する。

第3 国が提供するきめ細かい情報等

1 「米に関するマンスリーレポート」の作成・公表

国は、米に関する以下の情報を取りまとめ、「米に関するマンスリーレポート」として、毎月公表する。

- （1）各産地の主要銘柄に係る相対取引価格・数量

- (2) 全国及び産地別の民間在庫の推移
- (3) 産地別及び主要銘柄別の集荷、契約、販売状況
- (4) その他、産地及び農業者が主体的に需要に応じた生産を進める上で有益な情報

2 各県・各産地の作付意向等の把握・公表

(1) 各県・各産地の作付意向等の把握

地方農政局長等は、都道府県、市町村、農業者団体等の関係機関と連携し、各都道府県及び地域農業再生協議会別の米や戦略作物等の作付計画及び作付状況や水田収益力強化ビジョンの検討状況を把握し、1月末、4月末、6月末及び9月15日時点の状況を別紙様式第1号により取りまとめ、原則として、翌月の10日（9月15日時点の状況については9月20日）までに、農産局長に報告する。

ただし、農産局長が必要があると認める場合は、別途報告を求めることができるものとする。

また、地方農政局長等は、状況に応じて、「米に関するマンスリーレポート」や参考資料等と併せて、適宜、都道府県農業再生協議会に情報提供する。

(2) 各県・各産地の作付意向等の公表

農産局長は、2(1)により地方農政局長等から受けた報告に基づき、原則として、各都道府県の中間的な作付意向を3月及び6月に公表するとともに、地域農業再生協議会別の中間的な作付意向を6月に公表する。また、各都道府県及び地域農業再生協議会別の作付結果等については、10月中旬を目途に公表する。

ただし、農産局長は、必要があると認める場合は、別途公表することができるものとする。

3 国による需要に応じた生産・販売に向けた情報提供

国は、2の(2)等を踏まえ、需要に応じ、各都道府県及び各産地に対し、需要に応じた生産・販売に向けた助言・情報提供等を行う。

第4 用途限定米穀として取り扱う米穀等

別紙1の第5の1の規定により取組主体が農産局長又は地方農政局長等に提出した取組計画書において、1に掲げる用途として生産される米穀（水稻に係るものに限る。）について、2の管理方式ごとに定める時点で米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号。以下「遵守事項省令」という。）第1条第1項第1号に定める用途限定米穀として取り扱うものとする。

また、適正流通の確保のための措置等については、別紙1及び別紙2において定める。

1 用途限定米穀

- (1) 加工用米
- (2) 新規需要米

2 用途限定米穀としての取扱いの始期

(1) 区分管理方式の場合

別紙1の第4の2に規定する区分管理計画書(別紙様式第2号)に記載のあるほ場からの収穫以降

(2) 一括管理方式の場合

別紙1の第7の2の(2)に規定する出荷契約数量及び販売契約数量の確定時以降

ただし、出荷契約数量及び販売契約数量の確定前であっても用途限定米穀として販売する米穀が含まれることに留意し、区分管理等の適正流通の確保に努めることとする。

第5 備蓄米

1 定義

備蓄米とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。)第29条に基づき、政府が買い入れた米穀をいう。

2 取組主体

取組主体は、政府と備蓄米の買入契約を締結した売渡資格者(以下「売渡人」という。)とする。

3 備蓄米の対象となる米穀

農産局長が別に定める備蓄米に係る入札仕様書に規定する買入対象米穀の仕様に該当する米穀に限る。

4 地域農業再生協議会の生産予定面積等の報告及び変更の報告

(1) 売渡人は、原則として、地域農業再生協議会ごとに、生産地域の合理的な単収を踏まえ、引渡予定数量に見合うほ場面積(以下「生産予定面積」という。)を算定する。

(2) 売渡人は、生産予定面積、引渡予定数量及び単収を別紙様式第12-1号に取りまとめ、生産年の8月20日までに地域農業再生協議会の代表者及び地方農政局長等に報告する。

なお、当該様式の地方農政局長等への報告は、地方参事官を経由して行うことができる。

(3) 売渡人は、当該年の自然災害の影響等により備蓄米の生産面積、引渡数量等の変更があった場合には、別紙様式第12-2号に取りまとめ、国に備蓄米を引き渡すまでに、地方農政局長等を経由して農産局長に報告する。

なお、当該様式の地方農政局長等への報告は、地方参事官を経由して行うことができる。

ただし、農産局長が別に定める備蓄米に係る入札仕様書に規定する変更の場合には、当該様式の報告を省略できる。

第6 需要に応じた米の生産・販売の推進に向けた取組

需要に応じた米の生産・販売の推進に向け、都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会は、次に掲げる取組を行うこととし、その取組状況を把握するものとする。

1 都道府県段階における推進体制

都道府県農業再生協議会は、第3の国からの情報提供等を踏まえ、水田収益力強化ビジョンを検討する。その際、都道府県、農協等の団体、担い手農業者団体その他の構成員の連携を図るとともに、自らの都道府県産米の販売需要動向の把握及び各産地への情報提供を実施し、各地域が主体的に自らの作付計画を判断できる体制を整備するものとする。

2 地域段階における推進体制

(1) 地域農業再生協議会は、第3の国からの情報提供等を踏まえ、水田収益力強化ビジョンを作成する。その際、市町村、農協等の団体、担い手農業者団体その他の構成員の連携を図るとともに、農業者に対し、認定方針作成者（食糧法第5条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針（以下「認定方針」という。）を作成した生産出荷団体等をいう。以下同じ。）等を通じ、水田収益力強化ビジョン、前年産の当該農業者の作物ごとの作付面積、需要動向等に関する情報提供や、需要に応じた生産・販売が図られるよう作付に関する助言を行い、各農業者が自らの経営戦略に基づき作付計画を判断できる体制を整備するものとする。

(2) 地域農業再生協議会は、必要に応じて、認定方針に参加せずに水稻生産・販売を行う農業者（以下「非参加農業者」という。）に対して認定方針への参加を促すものとする。

(3) 地域農業再生協議会は、区域内の全ての水稻生産農業者が需要に応じた生産・販売を行う上で必要な水田情報（水田台帳）の整備に努めるものとする。

3 作付の計画段階における取組

(1) 農業者は、地域農業再生協議会等から提供された情報や水田収益力強化ビジョンを踏まえ、地域農業再生協議会が経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）様式第2号を参考として定める様式により、水稻生産実施計画書を作成し、認定方針作成者等に提出する。

(2) 認定方針作成者等は、提出された水稻生産実施計画書（認定方針作成者が農業者の場合にあっては、自らの水稻生産実施計画書）を、原則として、6月30日を期限とし、地域農業再生協議会の代表者が定める日までに、地域農業再生協議会の代表者に提出する。

ただし、別紙1の第5の5の(1)の規定による変更を行う場合は、変更後の水稻生産実施計画書を8月20日までに提出するものとする。

4 作付段階における取組

各県・各産地の作付動向の把握に際しては、地方農政局長等は、都道府県、市町

村、農業者団体等及び農業共済組合等の関係機関と互いに連絡を密にし、農業者が作成した水稻生産実施計画書、経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書、水稻共済細目書異動申告票等を活用して、当年産の地域農業再生協議会ごとの水稻や戦略作物等の作付面積を把握する。

その際、水稻生産実施計画書、経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書と水稻共済細目書異動申告票の様式の一体化、主食用米及び第4に掲げる米穀等の生産状況等に係る確認の合同実施、関係機関との水稻作付面積等についての情報交換・重点地域の現地確認等により適正な把握に努める。

第7 集荷業者・団体の役割等

集荷業者・団体は、需要に応じた米の生産・販売の重要な推進主体として、国が策定する全国の需要見通し等、第3の国からの情報提供や水田収益力強化ビジョンを勘案しながら、自らの販売戦略に基づき、

- 1 行政と連携して、農業者の主体的な経営判断の下での水田の利活用及び需要に応じた米の生産・販売が円滑に行われるよう取り組む
- 2 複数年、播種前等の事前契約による安定的な取引の一層の推進を図る
- 3 第4に掲げる米穀、中食・外食等で用いられる米穀等の多様な米穀の需要に的確に対応することとする。

附 則（平成28年4月1日付け27政統第933号）

（施行期日）

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の需要に応じた米生産の推進に関する要領の規定に基づき、平成27年度までに実施した備蓄米の取組の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月23日付け28政統第489号）

この通知は、平成28年6月23日から施行する。

附 則（平成29年3月31日付け28政統第1943号）

（施行期日）

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年産備蓄米の取扱いについては、別紙5第2の「なお、原則として、取組農業者は、生産年の6月30日からさかのぼって1年間に、米穀の流通に関する法令及び本要領に違反した行為が確認されていない者であること。」の規定を適用せず、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 11 月 30 日付け 29 政統第 1254 号）

- 1 この通知は、平成 29 年 11 月 30 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の需要に応じた米生産の推進に関する要領に基づき、平成 29 年産に実施した新規需要米のうち、酒造用、青刈り稲・わら専用稲等（飼料作物を除く。）に係る取組の実績面積については、30 年産以降においても当該面積を非主食用米の実績として毎年取り扱うものとする。
また、このうち産地交付金の支援を受けた取組については、引き続き、別紙 2 の規定を準用し、取組計画の認定を受けることができるものとする。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日付け 29 政統第 1883 号）

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 取組計画認定申請書等の各提出書類の提出について、この通知で定める提出期限が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもってその期限とする。
- 3 この通知の施行に伴い、当面の需給調整における米の生産調整実施者の確認等水田に係る事務の簡素化の推進について（平成 16 年 4 月 19 日付け 16 総食第 82 号農林水産省総合食料局食糧部計画課長、経営局保険課長通知）は廃止する。

附 則（令和元年 5 月 15 日付け 31 政統第 218 号）

- 1 この通知は、令和元年 5 月 15 日から施行する。
- 2 この通知の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日付け元政統第 2112 号）

この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 28 日付け 2 政統第 1692 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 12 月 28 日から施行する。
- 2 この通知の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日付け 2 政統第 2573 号）
この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3725 号）
この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日付け 4 農産第 5189 号）
この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 11 日付け 5 農産第 4910 号）
この通知は、令和 6 年 4 月 11 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 19 日付け 6 農産第 4764 号）

- 1 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、用途限定米穀の用途外使用等事務取扱要領（平成 22 年 4 月 19 日付け 22 総食第 61 号農林水産省総合食料局長通知）、用途限定米穀の買取販売事業者への販売に係る承認事務取扱要領（平成 27 年 1 月 30 日付け 26 生産第 2628 号農林水産省生産局長通知）及び取組計画の認定の取り消し等を行う場合の手順について（平成 24 年 2 月 20 日付け 23 生産第 5743 号農林水産省生産局農産部穀物課長通知）は廃止する。
- 3 この通知の施行の際現に改正前の需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領並びに廃止前の用途限定米穀の用途外使用等事務取扱要領及び用途限定米穀の買取販売事業者への販売に係る承認事務取扱要領の規定に基づきなされた手続その他の行為については、なお従前の例による。